

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
F2-8300	事務用封かん機器及び事務用とじ機器

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="color: red;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
F2-830	一	事務用封かん機器及び事務用とじ機器
F2-833	全	はと目打ち

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
K1-2200	切断手動工具、挟持手動工具等

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
ステム取り付け機	はと目打ち	

**定義**  
 カード、書類等の用紙類の封かん、綴じ合せに用いる機器のうち、F2-8310～F2-8349に含まれないもの。はと目打ちも含む。

登録 01062591  
事務用綴じ具



登録 01154566  
係止具取付機



登録 00978210  
事務用クリップ装着具



登録 00218238  
はとめ工具



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

<b>過去に分類した物品の名称</b>		